

答 申 書

令和5年1月19日

四国中央市長 篠原 実 様

四国中央市水道事業経営審議会
会長 宇田 賢 司



水道料金の改定について

令和4年5月20日付け四水総第16号で諮問のありました水道料金の改定について、慎重な審議を経て当審議会の意見を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1. 水道料金の改定について

当審議会では、これまでも受益者負担の公平性や安定した経営を目標とし、市内水道料金の用途区分の統一や水道ビジョン・経営戦略においては段階的な市内の水道料金の統一についての審議を重ねてきた。

今年度は水道料金の改定について4回の会議において審議した結果、人口減少等に伴う水需要の減少や、水道施設の更新需要（令和4年～令和13年度の10年間で約64億円）の増加などの要因により、今後のシミュレーションでは令和6年度以降の損益がマイナスになる見込みであることから、電気料金等を始めとする様々な物価が上昇している経済状況下ではあるが、厳しい経営状況に対して抜本的解決を図り、引き続き、安全・安心な水を安定供給し続けるためにも、より適正な水道料金への見直しを行う必要がある。

2. 市内水道料金統一に向けての改定計画について

市民負担の軽減や水道事業の健全経営の維持を踏まえつつ、料金改定パターンについて検討を重ねた結果、市内水道料金統一に向けて急激に料金を引き上げることの緩和策として、2段階での料金改定を行うこととし、令和6年度に土居地域を30.0%、新宮地域を16.0%引き上げ、令和9年度には土居地域、新宮地域を三島川之江地域と同額まで引き上げて市内水道料金の統一を図り、令和12年度に全体の料金を適正な水準に見直すことが望ましい。

3. 料金改定の時期について

第一段階の料金改定は令和6年度の計画ではあるが、市民への十分な周知を行い、できるだけ早い時期に改定するのが適当である。

4. 水道料金の定期的な見直し

水道料金については、経営状況や社会情勢の変化等を考慮しつつ、定期的（3年～5年）な検証及び必要に応じた見直しを行うことが適当である。

5. 付帯事項

（1）料金改定の市民周知

水道料金の引き上げは、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、市民の理解が得られるよう、ホームページや広報誌などで効果的な広報活動に努められたい。

（2）経営努力による健全化

料金改定するに当たり、今まで以上に経費削減や新たな収入確保などに取り組み、効率的な経営に向けた努力をされたい。